

融資制度をより活用ください

西脇市では、保証料の補給や低利での融資が受けられる融資制度を設けています。各種融資制度の対象者や融資条件などをお知らせします。
※融資制度は申し込みが予定件数に達した時点で締め切ることがあります。

■中小企業事業資金融資制度

中小企業者の皆さんに、事業資金を低利で融資。市が保証料の半額を負担します。

- ◆対象
 - ①市内に事業所を有し、引き続き1年以上同一事業所を経営している方
 - ②兵庫県信用保証協会の保証対象業務を営んでいる方
- ◆融資限度額
 - ③市税完納者
 - ▽運転資金Ⅱ1,000万円
 - ▽設備資金Ⅱ1,500万円
 - ▽併用の場合Ⅱ1,500万円
 - ▽無担保・無保証人融資Ⅱ1,000万円

■勤労者住宅資金融資制度

勤労者住宅の建設・購入などのための資金を低利で融資します。

- ◆対象
 - ①同一場所に1年以上居住し、同一事業所に1年以上勤務している方
 - ②市内に自己の住宅を建築（増改築を含む）または購入する方
- ◆融資限度額
 - ③20歳以上60歳未満の市税完納者
 - 2,000万円

■創業・再挑戦支援資金等保証料補給

市内で創業しようとしている方のために、創業資金等の信用保証料を半額助成します。

- ◆対象融資
 - 兵庫県中小企業融資制度の開業資金融資(保証付)▽兵庫信用保証協会の創業等に関連する保証を付した融資
- ◆融資限度額
 - 3,000万円
- ◆融資期間
 - 35年以内
- ◆貸付金利(固定金利)
 - 年1・87%
- ◆問合せ
 - 次世代創生課(市役所内線397)

住まいの創エネ・省エネを支援

市では、家庭における二酸化炭素の排出抑制を図るため、家庭用の太陽光発電システムの設置や電気自動車の購入などに奨励金を交付する事業を実施しています。

◆対象設備

- ・太陽光発電システム
- ・太陽熱利用システム
- ・家庭用燃料電池(エネファーム)
- ・家庭用蓄電池
- ・電気自動車充電設備
- ・電気自動車
- ・ホーム・エネルギー・マネジメントシステム(HEMS機器)

※いずれも未使用品のみ。要件は市ホームページで確認してください。



◆対象

自分が住むもしくは住もうとする市内の住宅に、対象設備を設置した方、対象設備付きの住宅を購入した方または電気自動車を購入した方で、次の全ての要件を満たす方
①交付申請時に市内に住民登録がある方

②市税等を滞納していない世帯の方

◆奨励金額

「へその街にしわき共通商品券」を交付します。金額は対象設備ごとに、市内業者か市外業者かにより異なります。

【一例】

- ・太陽光発電システム
 - 市内業者の場合Ⅱ1キロワット当たり35,000円/上限10万円▽市外業者の場合Ⅱ1キロワット当たり25,000円/上限65,000円
- ・電気自動車
 - 10万円

◆申請方法

市へ交付申請書を提出してください。申請書は市ホームページからダウンロードできます。

◆受付期限

平成31年3月29日(金)まで/予算の範囲内で受け付け



関東圏にお住まいの西脇市・多可町出身の方へ 東京西脇多可の会会員を募集



東京西脇多可の会は、関東圏にお住まいの西脇市と多可町の出身者、または両市町にご縁のある方で構成される同郷会です。ふるさとへの愛着と誇りを一層深め、郷土の発展に寄与することを目的として平成7年12月に設立されました。会員相互の親睦と情報交換の場を設けたり、親睦行事を行ったりして連帯意識を高めています。

◆事業内容

- ・総会・親睦会、親睦行事の開催
- ・ふるさと情報の提供
- ・会報紙の発行 など
- ◆年会費 2,000円
- ◆申込み・問合せ

東京西脇多可の会西脇事務局(秘書広報課内/市役所内線206)



便利な夜間・休日窓口をご利用ください

◆夜間窓口サービス

毎週火曜日(閉庁日を除く)の午後5時15分から午後7時まで一部窓口を延長しています。
戸籍住民課=住民票や印鑑登録証明書など各種証明書の交付、印鑑登録、マイナンバーカードの交付
◆税務課=課税・非課税証明書、納税証明書の交付

◆休日窓口サービス

閉庁日に各種証明書の交付を行っています。あらかじめ閉庁日の午後4時30分までに各担当課へ予約してください。
戸籍住民課=住民票、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書の交付
◆税務課=課税・非課税証明書、納税証明書の交付
◆問合せ 戸籍住民課(市役所内線247)◆税務課(市役所内線241)

新庁舎等の整備についてお知らせします! 新庁舎 井戸端会議

ご意見をお寄せください—新庁舎・市民交流施設整備基本計画(案)のパブリック・コメントを実施

新庁舎等整備事業の具体的な方向性や考え方を示す新庁舎・市民交流施設整備事業基本計画(案)について、パブリック・コメントを実施します。

計画の内容については、広報にしわき5月号と同時配布の「新庁舎・市民交流施設整備基本計画(案)」概要版または市ホームページをご覧ください。

新庁舎・市民交流施設イメージ図



◆意見募集期間 5月1日(火)~30日(水)

◆閲覧場所

新庁舎建設室、情報公開コーナー、図書館、市ホームページ、フェイスブック

◆意見の提出方法

任意の様式で持参、郵送、ファックスまたはEメールで下記へ提出してください。住所、氏名(または団体名)、連絡先を明記してください。

※意見内容を確認する場合に限り、個人情報を利用します。

◆意見の提出先

〒677-8511 西脇市郷瀬町605 新庁舎建設室
☎市役所内線365
FAX 22-1014
✉ chousha@city.nishiwaki.lg.jp

◆その他

- ・電話や来庁による口頭での意見はお受けできません。
- ・提出意見に対する個別の回答はしません。
- ・意見の反映結果など市の考え方は、提出意見と共に、後日ホームページで公開します。

◆問合せ 新庁舎建設室(市役所内線365)

